

令和 6 年度未治療者に対する受診勧奨業務（0 次勧奨） 実施健診機関の募集要綱

全国健康保険協会埼玉支部では、生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断された方へ健診結果とともに速やかな受診勧奨を行い、確実に医療につなげることで、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的として、令和 6 年度も引き続き「未治療者に対する受診勧奨業務（0 次勧奨）」を実施するので、実施可能な健診機関を募集する。

1. 業務の概要

全国健康保険協会加入の生活習慣病予防健診受診者（35 歳以上 75 歳未満の者）の中で問診項目の「血圧・血糖について服薬中である」という記載がある者を除き、以下の対象基準のいずれか一つでも該当し、かつ、健診日時点で医療機関を受診していない者を対象者として抽出したのち、以下いずれかの勧奨方法を用いて受診勧奨を行うこと。なお、受診勧奨業務 1 件あたり以下の手数料を支払う。

【対象基準】

血圧		血糖		脂質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c (NGSP 値)	LDL コレステロール
180mmHg 以上	110mmHg 以上	160mg/dl 以上	8.4%以上	180 mg/dl 以上

※血圧に関する検査値は、日本高血圧学会におけるⅢ度高血圧判定値

※血糖に関する検査値は、日本糖尿病学会（糖尿病治療ガイド 2004-2005）における「血糖コントロール指標と評価」が「不可」の値

【受診勧奨の方法および手数料】

勧奨方法	実施者	方法	手数料 (税抜)
①健診当日 (面談 ^{※1})	医師 保健師 看護師	問診や血圧測定時など対面での受診勧奨 (+受診勧奨チラシの手渡し)	1,000 円
②健診後日 (電話)	医師 保健師 看護師	原則、個人の電話番号に電話 (+受診勧奨チラシの送付 ^{※2})	1,000 円
③健診後日 (文書)	事務担当 者	受診勧奨チラシの送付 ^{※2}	350 円

機密性 1

※1 面談の例

例 1) 問診の際に医師が受診勧奨を実施する

例 2) 血圧測定時に保健師・看護師が受診勧奨を実施する

例 3) 医師の問診とは別に保健師・看護師が実施する問診等で受診勧奨を実施する

※2 受診勧奨チラシの送付（封入等）は事務担当者で対応可能

※3 受診勧奨チラシは紙媒体と PDF 版（結果票をシステムで出力する際に同時に印刷出力することを想定）の 2 種類がある。健診機関の実情に合わせて、いずれかの受診勧奨チラシを対象者に配布すること

2. 募集期間

随時募集

※令和 6 年 4 月 1 日の契約締結に関しては、**令和 6 年 2 月 14 日（水）必着**

※契約締結日に関わらず、令和 6 年度の契約期間は**契約締結日より令和 7 年 3 月 31 日**までとする。

3. 応募資格

全国健康保険協会埼玉支部と「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱」に基づき契約締結済であること。

4. 応募方法と選定

① 以下の書類を提出すること。

（様式 5）未治療者に対する受診勧奨業務委託実施申請書

（様式 6）実施方法調査書

（様式 7）統括管理責任者等通知書

② 提出先および問い合わせ先は下記の通りとする。

5. その他

① 提出された書類一式は、返却しない。

② 応募にかかる提出書類の作成および提出等に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

③ 全国健康保険協会の予算は厚生労働大臣の許可が必要なため、認可が受けられない場合は契約できないこともあり得る。

【提出先および問合せ先】

〒330-8686

さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター 1 6 階

全国健康保険協会 埼玉支部 保健グループ

T E L 048-658-5915 担当 土屋、越川